

天歷二年冬有旨。命奎章閣學士院與翰林國史院。參酌唐宋會要之體。會粹國朝故實之文。作爲成書。賜名皇朝經世大典。明年二月以國史自有著述。命閣學士。專率其屬而爲之。太師丞相答剌罕太平王臣燕帖木兒總監其事。翰林學士承旨大司徒臣阿隣帖木兒。奎章閣大學士臣忽都魯篤爾彌實。……並以耆舊近臣習於國典。任提調焉。……御史中丞臣趙世安等。以省臺之重。表率百司。簡牘具來。供給無匱。至於執筆纂修。則命奎章閣大學士中書平章政事臣趙世延。而貳以臣虞集。與學士院藝文監官屬。分局修撰。又命禮部尚書臣夔夔。擇文學儒士三十人。給以筆札。而繕寫之。……是年四月十六日開局。……以至順二年五月一日草具成書。繕寫呈上。

と記されてゐる。兩者を比較すると、この書の纂脩に着手した初めが天曆二年であることは疑無く、たゞ前者にはそれが九月と記され、後者には冬と記されてゐるのが稍々相合せざるのみである。至順二年正月丙辰に趙世延等が纂脩經世大典事を領したと前者に記してゐる所は後者には見えないけれども、その翌二月に趙世延や虞集がこれに任じ、燕帖（鐵）木兒が名義上總監に當つたことも一致してゐる。これによつて考へると、正月丙辰の文宗紀の記事は何かの誤傳ではないかと思はれ、趙世延傳に至順元年とのみ記して月日を掲げてゐない記事は、この二月庚寅の事實に相應するものであらう。同年四月十六日局を開いたことは獨り後者にのみ見える所であるが、もとより虞集自からの言ふ所として尊重するの外は無い。最後にこれが出來上つた時日については、兩者ともに至順二年五月とすることに於て一致し、たゞ前者に乙未とし、後者に一日とするの相違あるのみである。この月の乙未は三正綜覽によると五月二十一日に相當するから、これは多分元文類が「廿」の一字を落したものに外ならぬであらう。こ